

### 法に基づく「ばい煙」の測定義務

測定物質	施設区分		測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物10m <sup>3</sup> N/h以上の施設	特定工場等以外の工場・事業所に設置されるもの	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
		特定工場等の工場・事業所に設置されるもの	常時
ばいじん	ガス専焼ボイラー，ガスタービン及びガス機関，水素製造用改質器，燃料電池用改質器		5年に1回以上
	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
		焼却能力 4t/h未満	年2回以上 <sup>※2</sup>
	上記以外の施設	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上 <sup>※2</sup>	
窒素酸化物	水素製造用改質器，燃料電池用改質器		5年に1回以上
	特定工場等（水素製造用改質器及び燃料電池用改質器を除く） ※県内には総量規制地域はありません	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上で下記以外	常時
		排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上で環境大臣の定める場合（S57.3.29 環境庁告示50号）	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
		排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h未満	年2回以上 <sup>※2</sup>
	特定工場等以外（水素製造用改質器及び燃料電池用改質器を除く）	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上	2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h未満		年2回以上 <sup>※2</sup>	
有害物質（窒素酸化物を除く）	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h以上の施設		2ヶ月をこえない作業期間ごとに1回以上
	排出ガス量 <sup>※1</sup> 4万m <sup>3</sup> N/h未満の施設		年2回以上 <sup>※2</sup>

※1 排出ガス量は「湿り」である。

※2 継続して休止する期間が6ヶ月以上の施設については，年1回以上。

水素製造用改質器：水蒸気改質方式の改質器であって、温度零度及び圧力1気圧の下における水素の製造能力が1,000m<sup>3</sup>/h未満の施設